

たまかわ版スポーツツーリズムによる地域活性化プロジェクト
「玉川村の新しい魅力創出と多角的情報発信事業」業務委託仕様書

1 目的

本業務においては、現在村が推進している「サイクルヴィレッジたまかわ事業」（以下「本事業」という。）を、今後持続可能な事業とするために、新しい魅力ある事業実施と、多角的な情報発信を行う。

主な事業として、村内飲食店等地域事業者と連携したサイクルロゲイニング事業により、村内観光利用者の拡大を図る。さらに、多角的な情報発信事業として、これまで村民への事業認知を高めるため実施してきた、紙媒体の情報発信に加え、全国的に知名度が高い専門誌への掲載や SNS 活用した情報発信を強化するため、魅力的な動画制作を実施し、発信する等の強化を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 持続可能な事業構築に向けたサイクルロゲイニング事業

本村の豊かな自然環境、地域資源、観光施設、飲食店等を巡るサイクルロゲイニングイベントを通じて、本村やサイクリングの魅力を発信するとともに、既存関連施設（「アーバンスポーツたまかわ」・「スキルパークたまかわ」・「各種トレイルコース」等自転車関連施設、「福島空港」・「道の駅たまかわ」・「森の駅 yodge」・「※乙な駅たまかわ」）とも連携した PR とし、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を図る。

※乙な駅たまかわは、現在改修工事中であり、竣工後の連携を想定している。

① イベントの企画立案業務

ア 本村が有している自然環境、地域資源、観光施設、飲食店等を巡り、子どもから大人まで普段自転車に乗らない人でも参加できるイベントを企画立案して、企画書を提出すること。

イ イベント参加者全員が商品を獲得できるような仕組みであること。

ウ 当日のタイムスケジュール及びイベント会場のレイアウトについても提案すること。

② イベントの管理運営業務

ア イベントの進行（進行要領等の作成を含む）

イ イベント会場の設営、スマートフォンアプリを活用した全体運営及び案内

ウ イベント終了後の会場、資材等の撤去

エ イベント当日の記録（参加人数、写真等）

オ イベント開催中に負傷者等が発生した場合の体制整備

③ 広報、周知等

ア 各種媒体等を活用した広報、周知等

イ チラシ等の作成、配布等

④ その他

ア イベントの運営に要した経費の支払に関すること。

イ イベントの開催に伴う関係者等との連絡、調整及び許認可の取得

ウ イベント運営マニュアルの作成

エ イベントの開催に当たり、国及び茨城県が示す新型コロナウイルス感染症対策の基準等を遵守し、対策を講じること。

オ 本事業の実施に伴い、取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。

カ イベントの規模に相応した賠償責任保険に加入すること。

キ 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。

ク 受託者が作成した映像やデータ、写真、イラスト、文書等の著作権は、村に帰属するものとする。

ケ 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、玉川村と受託者が必要に応じて協議の上決定する。

(2) 更なる利用者拡大を目指した情報発信事業

① 専門性が高い雑誌への掲載業務

本村が有している自然を利用した、本事業の魅力为全国紙へ掲載し、趣味性が高い層に向けて情報発信する。これにより、本村を知ってもらう大きな機会が創出され、来村いただけるよう PR する。

ア 想定している全国紙 (MTB 日和 カラー中面 3P 以上) と同等の発行部数か、それ以上であること。

イ 掲載時期は令和 6 年 12 月末までとする。

ウ PR として効果的な方策とすること。

② SNS を活用した情報発信事業

本事業の認知を高めるため効果的な情報発信として、WEBメディアやSNS等を活用し、自転車や地域事業者に関する情報を継続的に発信する。また、本村が構築・運用している「サイクルヴィレッジたまかわ事業」において制作した、Web サイト及び SNS を活用し、村内の地域情報を発信する記事制作に係る業務 (企画、調査、取材、編集) 及び SNS 運用、解析業務を行う。

ア 記事制作関連業務 (企画、調査、取材、編集)

a 村の担当者と調整・連携を図りながら、事業 PR 発信できる記事の企画・制作を行う。なお、制作する記事の数量は毎月 2 本以上とする。

b 記事の作成に必要な情報収集や調査を行う。

c 取材先への調整や、写真・動画撮影を行う。

d 記事を編集し、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。

e その他記事配信全般に係る調整を行う。

イ SNS 運用業務玉川村ファンを創出するための SNS を中心とした PR 戦略事業

a SNS 広告を用いたイベント情報の発信（各イベント前を中心に年 3 回以上）

※指定管理者と調整を図った上で、イベント情報等を発信すること。

b SNS を用いた定期情報発信（年 48 回以上の発信）

※指定管理者と調整を図った上で、定期情報を発信すること。

c youtube を用いた how to 動画及び MTB ライダー等とのコラボ動画

（年 5 回以上の配信で動画サイト登録者数 1,000 人以上）

d 紙媒体のニュースの製作と村内を中心に配布（年 6 回以上）

※指定管理者と調整を図った上で、紙媒体のニュースを発行すること。

ウ 解析業務

Web メディア、SNS のデータ解析を行い、課題を可視化し、結果について定期的にレポートを提出する。

上記の結果に基づき、記事内容や SNS 配信方法について改善を行い、WEB サイトのアクセス数や SNS のリーチ等の増加を目指す。

エ 打ち合わせ

業務の遂行に当たり、村と月 1 回程度の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で村とやりとりを行い、対応するものとする。

(3) プロモーション動画制作業務

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

① 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、本村と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

② 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は村が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア資料・素材の収集

イ肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube 等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

ウ出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

エ使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

③ 編集

ア撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業

を行う。動画の完成までに、本村による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。

イ 動画内容はあらゆる視聴者にとってのキラーコンテンツとして、本編には、本事業を活用した本村への観光につながる内容とすること。

ウ 音楽 (BGM), 字幕, コンピュータグラフィック, イラスト等を適宜挿入すること。

④ 制作本数及び再生時間

再生時間ごとに、以下のとおり制作すること。

ア 長編動画 (3分程度) 1本以上

イ 短編動画 (30秒程度) 5本以上

⑤ 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

ア 動画の規格は、16 : 9 とし、フルハイビジョン (1920×1080) 映像とする。

イ 動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

DVDディスク・・・10枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)

Blu-ray ディスク・・・10枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)

配信データA・・・3種類

(YouTube および村のホームページで再生可能な形式 (WMV, MPEG4, MOV))

配信データB・・・1種類

(インタビューコメントとBGMは残し、ナレーションと文字テロップを抜いたMPEG4形式)

ウ 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存したDVD・・・1枚 (盤面印刷含む。コピー可能なもの)

(4) サイクルヴィレッジたまかわ事業におけるHP管理運用業務

現在公開しているサイクルヴィレッジたまかわのHPの、閲覧数の増加と事業認知を高められるHPの管理を行うこと。

・リニューアル (更新) : イベントごとに年3回以上

4 報告書の作成

・一連の成果をとりまとめた報告書の作成

5 履行期間

契約締結日から2025年3月25日までとする。

6 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認

められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ア 委託業務着手届
- イ 委託業務完了届
- ウ 実績報告書
- エ 事業成果品
- オ その他委託者が必要と認める書類等

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、通告報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項について、業務実施のため必要と判断される場合は、その都度、委託者・受託者が協議決定することとする。